

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第78号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月8日 04時35分ごろ
発生場所	岩手県洋野町八木港北東方沖 八木港導灯（前灯）から真方位056° 5.8海里（M）付近 （概位 北緯40° 24.09′ 東経141° 51.93′）
事故等調査の経過	平成26年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 晴芳丸、9.57トン AM2-4363（漁船登録番号）、個人所有 第212-8705号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第六十八正寿丸、7.3トン IT2-8023（漁船登録番号）、個人所有 第212-14318号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部ブルワークに凹損、船首部設置のいか釣り機1台が破損 B 左舷船尾外板に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船長Aが操舵室において単独で操船を行い、自動操舵により、約8ノット（kn）の対地速力で、漁場へ向けて北東進した。 船長Aは、目視及び12Mレンジとしていたレーダーにより、船首方約2MにB船の灯火及びレーダー映像を認め、手動操舵に切り替えて右舵を取ってB船を避航したのち、前路に他船はいないものと思い、自動操舵に戻し、右舷船首側の窓から顔を出して煙草を吸いながらコーヒーを飲むなどして航行を続けていたところ、平成26年9月8日04時35分ごろ、八木港北東方沖において、A船の船首とB船の左舷船尾とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首甲板右舷側で揚縄機を操作しながらリモコンを使用して操船を行い、船首を北方に向け、微速力前進及び停止を繰り返してたこ籠漁の揚げ籠作業を行っていたところ、A船と衝突した。 A船及びB船は、自力で航行して八木港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好

	<p>海象：海上 平穏、潮流 南東流約 1 kn</p> <p>日出時刻：05時06分ごろ</p>
その他の事項	<p>船長Aは、事故発生場所付近にB船以外の他船がないことをレーダーで確認していた。</p> <p>A船は、レーダーを2台備え、12Mレンジ及び1.5Mレンジとしていた。</p> <p>A船の乗組員は、船員室で休憩していた。</p> <p>船長Bは、揚げ籠作業に意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかった。</p> <p>A船及びB船は、法定灯火を点灯していた。</p> <p>本事故当時は、日出前の薄明時で、周囲の状況が見えづらい状況だった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A船は、八木港北東方沖を北東進中、船長Aが、B船を避航したのち、右舷方に向けて前路の見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、八木港北東方沖において、船首を北方に向けて操業中、船長Bが、船首甲板右舷側で揚げ籠作業を行い、周囲の見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日出前の薄明時、八木港北東方沖において、A船が北東進中、B船が船首を北方に向けて操業中、船長Aが、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手船を避航する際は、相手船が安全な距離になるまで見張りを適切に続けること。 ・操業中であっても、見張りを適切に行うこと。